

休憩時間中の電話収受を強制できないか?

問 当社は従業員5人を
使用していますが、昼の
休憩時間中にかかつてく
る電話を従業員にとらせ

来しています。従業員に休憩時間中の電話をとらせるることはできないのでしょうか?

答 休憩時間がどうしても設けられたのかといいま
すと、人間は一定程度作業を継続すると疲労して能率が低下しますが、作業の途中に休憩時間を設けると、疲れは回復し、再び作業の能率は上がる
ことがあります。

時間の休憩時間の付与を義務付けています。しかし、休日は使用者の直接的な指揮命令下から離れているために、その自由利用が完全に保障されているのに対し、休憩時間は労働時間の間にあり、未だ使用者の支配下にあるため、使用者の不法な業務命令によって、ややもするとその初期の目的が損なわれがちです。

このため、第34条第3項は、「使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない」と規定して、その目的とする心身のリフレッシュが図れるよう正在しているわけです。

ば、食事の終わった人が好意で電話を取ってくれるということであれば違法云々ということにはならないでしようが、たとえそうだとしても休憩時間の自由利用の趣旨からすれば決して好ましいものとはいえません。

通達でも「休憩時間とは単に作業に従事していない手待ち時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であつて、その他の拘束時間は労働時間として取り扱う」

(昭和22年9月13日発基第17号)と解釈が示されています。

したがつて、電話の收受を業務として命じたいのであれば、これは労働時間として扱うべきであり、当然賃金の支払が発

ていました。ところが、先日、一従業員が休憩時間は自由に過ごしていくのだから電話をとる必要はないと言い始めてから皆がそれに同調し、休憩時間中の電話を誰もとらなくなり、業務に支障を

この意味から休日が労働日と労働日の間に設けられたりフレッシュタイムであるのに対し、休憩時間は労働時間の間に設けられた心身のリフレッシュタイムであるといえましょう。

このようにみてきますと、休憩時間中に電話の受受を行わせることは、その時間について休憩時間を付与していないといふことになります。例え

よつて、一斉に昼の休憩時間を与えるということであれば管理監督者もしくは経営者自身が電話をとるべきです。

勉強のスタートはいつでもOK!!
社会保険労務士試験受験対策総合講座 隨時受講受付中

- お仕事で必要な科目を選択して受講することが可能です。
 - 講座を欠席する場合、受講日の振替やDVDによる受講が可能です。
 - 初めての方も再チャレンジの方も、勉強スタートの相談に応じます。

*講座日程や科目などは当協会のホームページにてご覧いただくことができます。
ご希望の方には案内パンフレットをお送りいたします。

お問い合わせ・お申し込み先 当協会総合受付（☎052-961-1666）